

監査公表第 726 号

出資団体監査（工事）の結果を受けて講じた措置について，地方自治法第 199 条第 12 項前段の規定により京都市長から通知がありましたので，同項後段の規定により，その内容を次のとおり公表します。

平成 28 年 12 月 28 日

京都市監査委員	山	本	惠	一
同	隠	塚		功
同	鶴	谷		隆
同	光	田	周	史

1 平成 27 年度出資団体監査（工事）（平成 28 年 3 月 30 日監査公表第 718 号）

（都市計画局－1）

指 摘 事 項
ア 工事 （ア）設計について a 工事の一部について、特記仕様書で特定の下請負業者を記載していたもの 特記仕様書については、契約の公平性に支障を与えることのないよう、適切な記載 に改められたい。 （京都市洛西竹林公園竹垣・駐車場その他改修工事） （事業推進課）

講 じ た 措 置
設計について、特記仕様書で特定の下請負業者を指定しないよう建築工事のチェック リストに記載することとした。また、平成 28 年 4 月 6 日の課内会議において、当該事項 を全職員に周知した。 加えて、京都市住宅供給公社として、同年 7 月 25 日、指摘事項について、各所属長を 通じて職員に通知を行い、周知徹底を図った。

指 摘 事 項
<p>ア 工事</p> <p>(ア) 設計について</p> <p> b 設計変更について、変更内容を確認する限り、元設計に関連する内容ではないこと、変更後の工事費の増額が大きいことなどから、本件設計変更の項目の工事は別発注とするべきものであったもの。また、当該設計変更に係る指示書が確認できなかったもの</p> <p> 設計変更に当たっては、契約約款等の規定に従い、適切な変更手続を行うよう努められたい。</p> <p> (京都市洛西竹林公園竹垣・駐車場その他改修工事) (事業推進課)</p>

講 じ た 措 置
<p>設計について、元設計に関連する内容でない場合及び設計変更後の工事費の増額が3割を超える場合は、別工事として発注し、指示書についても必ず書面で残すよう、建築工事のチェックリストに記載するとともに、平成28年4月6日の課内会議において、設計変更に当たっては、契約約款等の規定に従い、適切な変更手続を行うよう指導した。</p> <p>加えて、京都市住宅供給公社として、同年7月25日、指摘事項について、各所属長を通じて職員に通知を行い、周知徹底を図った。</p>

指 摘 事 項
ア 工事 (イ) 積算について 共通仮設費，現場管理費及び一般管理費等について，積算基準に基づく適正な積算が行われていなかったもの 共通費については，積算基準等に従い，適正な積算に努められたい。 (京都市洛西竹林公園竹の資料館屋根改修工事他 1 件) (事業推進課)

講 じ た 措 置
適正な積算について，これまでから複数名の職員によるチェックを行うこととしてきたが，改めて複数名でのチェックについて建築工事のチェックリストに記載するとともに，平成 28 年 4 月 6 日の課内会議において，共通費については，積算基準等に従い，適正に積算をするよう指導した。 加えて，京都市住宅供給公社として，同年 7 月 25 日，指摘事項について，各所属長を通じて職員に通知を行い，周知徹底を図った。

指 摘 事 項
<p>ア 工事</p> <p>(ウ) 随意契約ガイドラインについて</p> <p>「京都市工事の請負に係る随意契約ガイドライン」では、少額を理由とする随意契約を認めておらず、本件工事は随意契約の対象とは認められないものであったもの。また、随意契約であっても価格交渉を行い、価格交渉を行ったときは、契約の決定において、交渉の経過の記録を添付することとされているが、交渉記録が残されていないため、価格交渉を行ったことが確認できなかったもの</p> <p>随意契約に当たっては、「京都市工事の請負に係る随意契約ガイドライン」に従い、適切な事務処理を行われたい。</p> <p>(京都市洛西竹林公園竹垣・駐車場その他改修工事) (事業推進課)</p>

講 じ た 措 置
<p>随意契約について、平成 28 年 4 月 6 日の課内会議において、随意契約に当たっては、「京都市工事の請負に係る随意契約ガイドライン」に従い、適切な事務処理を行うよう指導するとともに、積算（予定価格）と見積書の内容を十分に精査し、価格交渉を行い、記録に残すことを建築工事のチェックリストに記載することとした。</p> <p>加えて、京都市住宅供給公社として、同年 7 月 25 日、指摘事項について、各所属長を通じて職員に通知を行い、周知徹底を図った。</p>

指 摘 事 項
<p>ア 工事</p> <p>(エ) 安全管理について</p> <p>a 非飛散性アスベスト除去工事について、呼吸保護具、保護メガネ、保護衣が適切に使用されておらず、又は着用なく工事が行われていたもの (京都市洛西東新林市営住宅修繕工事 ただし、13～16号棟外壁改修その他工事他1件) (維持工事課)</p> <p>b 高所作業について、労働安全衛生法、労働安全衛生規則等により、安全帯を着用のうえ作業を行う必要があるが、安全帯の着用が確認できなかったもの (京都市洛西南福西市営住宅修繕工事 ただし、41・43～50号棟外壁改修その他工事他1件) (維持工事課、事業推進課)</p> <p>c 外部足場について、公共建築改修工事共通仕様書では、足場を設ける場合には、「手すり先行工法に関するガイドライン」(厚生労働省)によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時又は使用時には、常時、すべての作業床について手すり、中さん及び幅木の機能を有するものを設置しなければならないとされているところ、手すり先行工法を使用せずに外部足場の設置が行われていたもの (京都市洛西南福西市営住宅修繕工事 ただし、41・43～50号棟外壁改修その他工事他1件) (維持工事課、事業推進課)</p> <p>安全管理については、工事に伴う事故の発生を防止し人の生命や身体を守るうえで重要な役割を担うものであることから、設計から施工に至るまで安全対策の徹底が図られるよう的確な指導に努められたい。</p>

講 じ た 措 置

安全管理について、労働安全衛生法、労働安全衛生規則に基づき、非飛散性アスベスト除去工事を行う場合は、呼吸保護具、保護メガネ及び保護衣の着用、高所作業を行う場合は、安全帯の着用を徹底するよう請負者に対して指導を行った。

また、手すり先行工法については、特記仕様書、図面及び設計内訳書内で指示し、共通仕様書や各ガイドライン等の基準に基づき、工事の安全対策の管理及び実施を徹底するよう、平成28年4月6日（事業推進課）及び4月19日（維持工事課）に各課において、全課員による担当者会議を開催し、所属長から担当職員に対して周知するとともに、建築工事のチェックリストに記載し、安全対策を徹底することとした。

さらには、現在進捗中の工事の工事請負者及び施工監理者に対して、指摘事項を確実に実施するよう指導した。

加えて、京都市住宅供給公社として、同年7月25日、指摘事項について、各所属長を通じて職員に通知を行い、周知徹底を図った。

指 摘 事 項
<p>イ 業務管理委託</p> <p>(ア) 随意契約ガイドラインについて</p> <p>随意契約に当たって、「京都市住宅供給公社経理規程」において準用するとされている「京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン」の少額を理由とする随意契約の限度額を超えて契約を行ったもの</p> <p>随意契約に当たっては、「京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン」に従い、適切な事務処理を行われたい。</p> <p>(洛西ニュータウンタウンセンター樹木管理業務委託) (事業推進課)</p>

講 じ た 措 置
<p>随意契約について、「京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン」に従い、適切な事務処理を行うよう業務委託のチェックリストに記載するとともに、平成28年4月6日の課内会議において、少額を理由とする随意契約の限度額を超えて契約を行わないよう指導した。</p> <p>加えて、京都市住宅供給公社として、同年7月25日、指摘事項について、各所属長を通じて職員に通知を行い、周知徹底を図った。</p>

(監査事務局)